

令和 5 年度「ジェトロ中小企業等外国出願支援事業」 募集案内

1. 事業目的

本事業は、優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする全国の中小企業者等に対し、外国出願に要する経費の一部を補助金として交付することによって、諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進することを目的としています。

2. 申請書受付期間

本年度は3回募集を行います。

■第1回 2023年5月8日(月)～5月19日(金) 17:00

■第2回 2023年7月3日(月)～7月14日(金) 17:00

■第3回 2023年9月4日(月)～9月15日(金) 17:00

ジェトロ知的財産課 外国出願デスク 必着(郵送/持ち込み)

※補助上限額の範囲内で、複数回に応募することは可能です。(上限額には、地域実施機関分も含む)

3. 事業内容

(1) 助成対象経費

助成対象期間(採択決定通知日から実績報告書提出締切日まで)に、発注/契約、実施、支払いが行われたものに限り、

※採択前に着手した(例:既に翻訳を依頼している)場合は、申請自体が助成対象外となります。

対象となる経費については、別添1をご確認ください。

(2) 補助率・補助上限額

補助率:助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

補助上限額:1中小企業者あたり**300万円**以内(ジェトロと地域実施機関にて採択した補助金合計)

1 申請案件に対する補助金の上限額:

| | |
|--------------------------|--------------|
| ■ 特許出願 | 150万円 |
| ■ 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 | 60万円 |
| ■ 冒認対策商標登録出願 *1 | 30万円 |

*1 冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け(先取り)出願(冒認出願)への対策を目的とした商標登録出願をいいます。

(3) 申請可能な案件数

上記の補助上限額の範囲内で、1種別あたり5案件まで

4. 申請要件

申請時に、以下（１）～（５）のすべての条件を満たしていることが必要です。

- （１） 日本国内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第２条第１項第１号から第３号までに規定された要件に該当する企業をいいます）*²

又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が３分の２以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。）であること。医療法人は対象外。

*² 中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。

また、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願 については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

| 業 種 | 資本金の額及び従業員の数 |
|--|----------------------|
| ①ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3 億円以下又は 900 人以下 |
| ②旅館業 | 5,000 万円以下又は 200 人以下 |
| ③製造業、建設業、運輸業、 ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く） | 3 億円以下又は 300 人以下 |
| ④卸売業 | 1 億円以下又は 100 人以下 |
| ⑤サービス業 | 5,000 万円以下又は 100 人以下 |
| ⑥小売業 | 5,000 万円以下又は 50 人以下 |

なお、みなし大企業は対象となりません。

本補助金の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- （ア）大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有している
- （イ）大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有している
- （ウ）役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している
- （エ）資本金又は出資の総額が 5 億円以上の法人が、直接又は間接に 100% の株式を保有している
- （オ）間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 1.5 億円を超える
- （カ）その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者

※大企業とは上記中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

※対象外の中小企業者であることが申請後に明らかになった場合は、本申請は無効となります。

また、間接補助金交付決定後に明らかになった場合は、決定の取り消しを、交付後に明らかになった場合には、交付済み間接補助金の返還を請求することがあります。

- (2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力が得られる中小企業者
又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者
- (3) 本事業実施後の「フォローアップ調査」の回答及び「査定結果/状況報告書」の提出ができる中小企業者
*平成29年度から令和3年度に当補助金を利用した事業者に対して特許庁が実施した、「令和4年度フォローアップ調査」に回答しなかった事業者は、本年度の本事業に申請できません。
*当補助金を過去に利用し、「査定結果/状況報告書」を提出していない事業者は、原則として本事業に申請できません。（地域実施機関分も含む）
- (4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと（「暴力団排除に関する誓約事項」〈別添2〉参照）
- (5) ジェトロ、省庁及び団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと

5. 助成対象となる外国出願

以下（1）～（5）の条件をすべて満たしている出願が対象となります。

（1）出願内容

- ・既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む。）と同一内容（発明・商標の名称及び内容）で行なわれる出願
- ・商標の直接出願において、商標の文字の書体の変更や、国内出願にない区分/指定商品の追加等は対象外となる場合があります。事前にお問い合わせください。
- ・出願国に登録済み案件、または本補助金を利用し出願した案件の再出願は対象外となります。

（2）出願方法

下記のいずれかに該当する方法により行われる出願

- ①パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には必ずしも優先権を主張することを要しない。）
- ②特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階へ移行する方法）
日本国以外国の出願を基礎とする、PCT国際出願を国内移行する案件は対象外。
- ③特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法がダイレクトPCT国際出願*³であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法
*3「ダイレクトPCT国際出願」には、優先権主張の基礎となる出願を有しないもののほか、先のPCT国際出願を優先権主張の基礎とする出願も含まれます。
- ④ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」

(にはハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。)

⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法

(3) 出願人名義

既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む。）と同一名義で行われる出願

(4) 出願日程

採択決定後、かつ実績報告書提出期限までに行われる出願

(5) 審査請求等

外国出願に際し審査請求が必要なものは、各国特許庁が定める期日までに審査請求を行う出願、

また出願後、中間応答が必要になった場合に応答する出願

6. 申請から助成金支払いまでの流れ

| 年間スケジュール | |
|---|-----------------------------|
| ■第1回募集 ・2023年5月8日(月)～5月19日(金) ・7月中旬～下旬 ・11月15日 | 応募受付 採択通知 実績報告書提出締め切り |
| ■第2回募集 ・2023年7月3日(月)～7月14日(金) ・9月中旬～下旬 ・12月15日 | 応募受付 採択通知 実績報告書提出締め切り |
| ■第3回募集 ・2023年9月4日(月)～9月15日(金) ・11月中旬～下旬 ・2024年1月15日 | 応募受付 採択通知 実績報告書提出締め切り |
| 2023年12月～2024年3月 | 補助金支払い |

7. 申請時提出書類

以下の(1)の書類はジェトロのウェブサイトからダウンロードしてご使用ください。

(1) 間接補助金交付申請書類

① 間接補助金交付申請書〔様式第1-1〕又は〔様式第1-2〕

・冒認商標の場合は〔様式第1-2〕、それ以外は〔様式第1-1〕をご使用ください。

・作成に当たっては、必ず、同サイトの「記入例」をご参照ください。

② 協力承諾書〔様式第1-1の別紙〕又は〔様式第1-2の別紙〕(写し)

・国内代理人から申請者に提出していただくものです(ジェトロへは写しを提出)。

- ・国内代理人はチェック欄をすべて確認し、チェックを入れてください。
- ・国内代理人に依頼しない場合は必要ありません。

ただし、申請書の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（専任代理人）」の欄に、“国内代理人に依頼する場合と同等の経理関係書類を自らの責任でジェトロに提出できる”等の文言を記載してください。

(2) ジェトロ事業への参加状況確認（アンケートへのご協力をお願いします。）

ジェトロ事業への参加状況について、下記 URL よりお知らせください。

<https://forms.office.com/r/5G0x0EcTid>

(3) 添付書類（すべて写し） チェックリストにて確認し、郵送する際リストを同封してください。

<例：法人の場合>

- ① 登記簿謄本：最新情報記載のもの
- ② 会社事業概要：会社パンフレット等で代用可能
- ③ 役員等名簿（様式第1-1の別添/様式第1-2の別添）：登記簿謄本記載の役職名を転記
 - ・ジェトロのウェブサイトからダウンロードして使用
 - ・個人事業主の場合には提出不要
- ④ 決算書：直近2期分
 - 「事業計画書」および「資金調剤計画書」があれば提出
 - 創業1年以上2年未満の場合は、1期分の決算書に加え、銀行発行の預金残高証明書（直近及び2ヶ月前の2通）を併せて提出
 - 創業1年未満の場合は、決算書に代えて、以下の書類を提出
 - ・ 法人設立届出書（個人事業主の場合は開業届）
 - ・ 銀行発行の預金残高証明書（直近及び2ヶ月前の2通）
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支計画書
- ⑤ 出願書類等：出願日、出願番号、出願内容等が確認できる書類（枚数が多い場合は両面コピー）
 - 1) 基礎出願の出願書類
 - ア) 特許出願(日本国内の出願)：受領書、願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約
(PCT国際出願)：受領書、願書、明細書、請求の範囲、図面、要約
 - イ) 実用新案登録出願：受領書、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約
 - ウ) 意匠登録出願：受領書、願書、写真または図示的表現
 - エ) 商標登録出願：受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証）
 - 2) 基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等

- 3) 基礎出願の応答書類：拒絶理由通知書、意見書、手続補正書 等
- 4) PCT 国際出願について提出された PCT 第 19 条(1)の規定に基づく補正書、PCT 第 34 条(2)(b)の規定に基づく補正書
- ⑥ 見積書
- 国毎、費目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳代）に分けて金額を明記（申請書の 9.及び「見積書」サンプルを参照してください）
 - 翻訳受注者及び翻訳単価を明記（単価/1Word X Word 数）
 - 現地代理人の事業所名および同事務所の所在国を明記
- 仲介業者（仲介代理人）を介在させることは、特段の事情がない限り認められない<別添 1 参照>**
- 申請時に確定した金額が補助上限額となるため、為替レートは変動を考慮して設定することを推奨
- ⑦ 資金計画
- ジェトロのウェブサイトからダウンロードして使用
- ⑧ 先行技術調査報告書／先行登録調査報告書
- 商標登録出願及び冒認対策商標登録出願については、先行商標調査結果を添付（本募集案内 10.を参照）
 - 国際調査報告書（ISR）がある場合は ISR の提出をもって先行技術調査報告書の提出に代えることが可能。別途先行技術調査報告書がある場合には ISR と併せて提出
 - 国際調査報告書（ISR）がない場合：先行技術調査報告書を提出
- ⑨ 共同出願の場合の関連書類：持分割合が明記されているもの（契約書、覚書等）
- ⑩（貸上げ予定企業 該当者のみ）
- 「賃金引上げ計画の誓約書」・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」・前年度の「法人税申告書別表 1」
- ★常時使用する従業員がいる場合（別紙 1- 1 給与総額）又は（別紙 1- 2 平均受給額）
 - ★常時使用する従業員がいない場合：（別紙 1- 3 給与総額）又は（別紙 1- 4 平均受給額）を提出

***添付書類は申請者の種別によって異なりますので、必ず、〔様式第 1 – 1〕 / 〔様式第 1 – 2〕の末尾にある添付書類一覧をご確認ください。**

8. 申請方法

2 通りの申請方法があり、選択することができます。

1. 補助金の電子申請システム、“jGrants” を利用した申請方法

- : 以下の<手順>の (1) ~ (4) に従い、手続きをおこなってください。
- <手順> (1) ~ (4) をすべて終了した時点で、受付完了とします。

※補助金申請システム「jGrants (J グランツ)」の併用について

- 「jGrants (J グランツ)」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。
- 機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、**本補助金では郵送と併用する必要があります。**
- 使用には認証システム「G ビズ ID」を取得する必要があります。G ビズ ID の取得には、**2~3 週間程度の審査期間**が必要となりますので、公募開始前からの G ビズ ID の取得をお願いします。

2. jGrants を利用しない申請方法

: 以下<手順>の (3) ,(4)の手続きをおこなってください。

(3) ,(4)両方の提出を確認できた時点で受付完了とします。

<手順>

*** (jGrants を利用して申請する場合のみ) ***

(1) G ビズ ID の HP にアクセスし、G ビズ ID を取得する。

(ID 取得に 2,3 週間かかりますので、早めに ID を申請する必要があります。)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(2) G ビズ ID 取得後、jGrants の HP にアクセスし、G ビズ ID でログイン。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

補助金検索から「[JETRO] 令和5年度_中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」を選択し、事業者名等を入力し、申請する(複数案件を申請する場合は、その案件数だけ同じプロセスを行ってください)。

★“jGrants”についてのお問い合わせは、jGrants の HP からチャットボックスにてお願いいたします。

*** (jGrants 利用の有無にかかわらず共通) ***

(3) 正、副(正のコピー)1部ずつ、計2部を提出する(下記の宛先へ郵送/宅配便にて送付、または持込)。

- ① 間接補助金交付申請書〔様式第1-1〕又は〔様式第1-2〕
(協力承諾書〔様式第1-1の別紙〕又は〔様式第1-2の別紙〕を含む)
- ② 添付書類一式

<宛先>
〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル6階
日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク

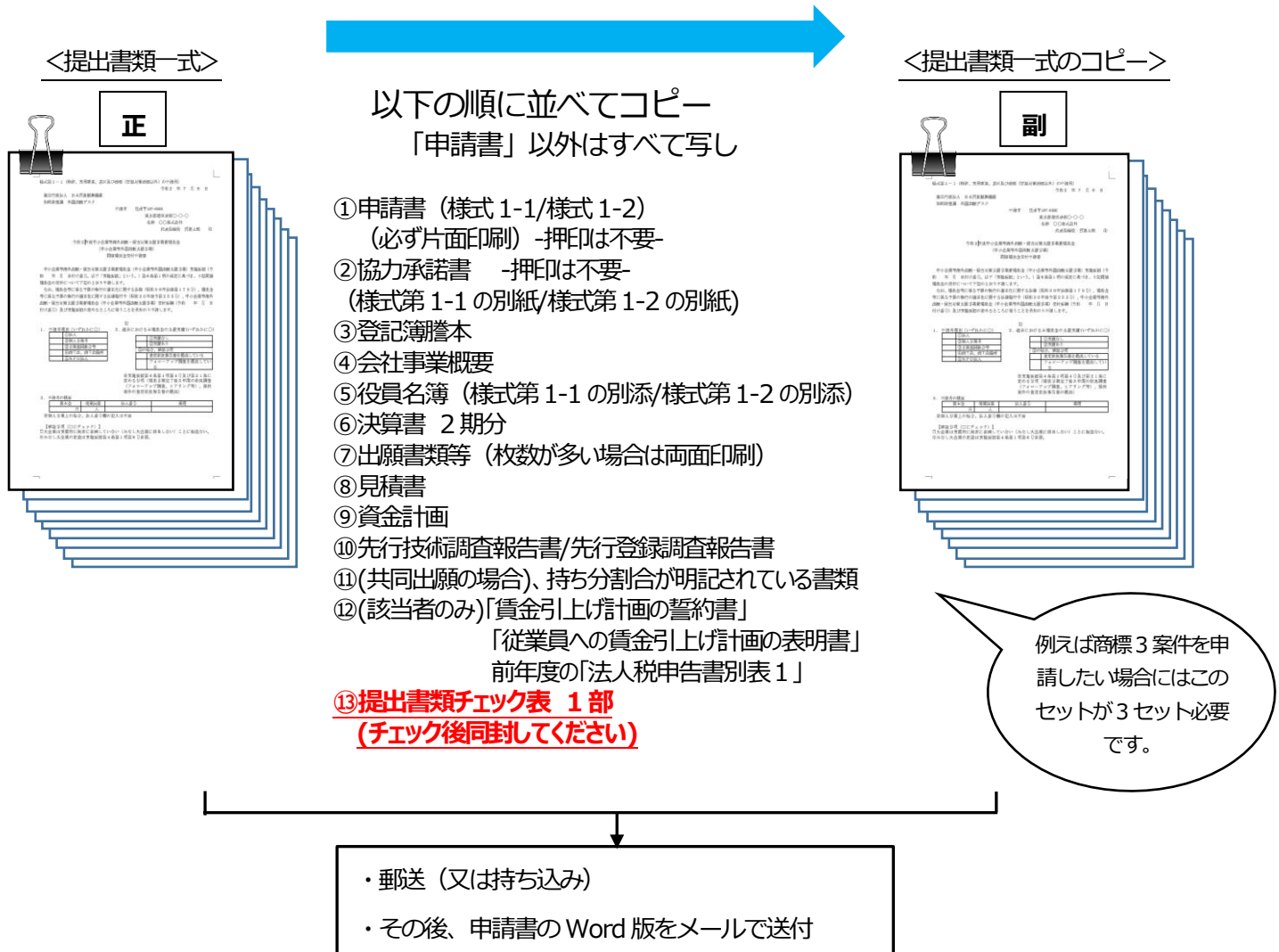
(4) 申請書〔様式第 1-1〕 / 〔様式第 1-2〕の Word 版を Eメールに添付して送信する。

送信先: SHUTSUGANDESK2@jetro.go.jp (応募専用アドレス)

件名: [(申請者名)、(種別・件数)]

例 ⇒ 【株式会社〇〇 特許 1 件、商標 1 件】

＜郵送/持ち込み書類のセットの仕方＞



＜注意事項＞

- ・申請書〔様式第 1-1〕 / 〔様式第 1-2〕以外の書類は写しを提出のこと
- ・ホチキス止めやインデックス付けは行わないこと
- ・書類は原則として A4 サイズとし、2 部ともクリップ留めとすること
- ・片面印刷とすること。ただし、出願書類については枚数が多い場合、両面コピーとすること

* 提出いただいた申請書及び添付書類は採択の可否に関わらず返却いたしません。ご了承ください。

9. 選考方法

以下に掲げる事項を選定の基準として、「ジェトロ外国出願支援事業審査委員会」による提出書類の書面審査にて、採否を決定します。そのため、記載漏れ、誤記、添付書類の不足や記載内容が不十分である等、提出書類に不備がある場合は、審査に大きく影響する場合がありますので、申請書の記入例に記載の「重要ポイント！」などを十分ご確認いただくと共に、以下 10. のアドバイスなども参考にいただき、書類をご準備いただくようお願いします。ご不明点はお問い合わせください。

- 先行技術調査等（先行登録調査又は先行意匠調査）の結果から見て、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること
 - 次のいずれかに該当する中小企業者であること
 - ・ 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者
 - ・ 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者
 - 外国出願及びその後の権利登録に必要な、資金能力/資金計画を有していること
- 採否の結果は先ずメールで案件番号にて通知し、後日、補助金交付決定通知書を郵送いたします。
- なお、審査の経過、内容、不採択の理由等は一切お知らせしておりません。ご了承ください。

<賃上げ実施企業に対する加点措置について>

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

○申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

○企業が加点措置を希望する場合は、様式「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票合計表（写し）」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。

○賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

10. 審査において適正な評価を受けられるためのアドバイス

- 本補助金事業は、提出書類をもとに、書面審査にて採否を決定するため、申請書の10,11,13の各項目については、特に、具体的、詳細に記入いただくようお願いいたします。
- 商標申請案件の項目13について
 - ・商標の先行登録調査については、現地代理人調査を推奨いたしますが、最低限、TMview等の無料データベースを用いて、出願予定国に関する調査結果を提出してください。
 - ・可能な限り、対象商標の出願国における識別性、及び先行登録調査に基づく先行商標との類似性の2点について言及してください。
- ・日本国で未登録の商標のうち、「マドプロでの出願案件」では、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で、先行登録調査を行い、調査結果を提出してください。
 - ・国内外の先行登録商用については以下の検索サイトが無料で利用可能です。
 - TMview
<https://www.tmdn.org/tmview/welcome#/tmview>
 - ASEAN-TMview
<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>
 - 世界知的所有権機関(WIPO)「Global Brand Database」
<https://www3.wipo.int/branddb/en/>
 - 米国特許商標庁(USPTO)の商標検索サイト
https://tmsearch.uspto.gov/bin/gate.exe?f=login&p_lang=english&p_d=trmk
 - 中国国家知識産権局(CNIPA)商標局の商標検索サイト
<https://www.cnipa.gov.cn/>
 - 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>
 - J-PlatPatのマニュアル
https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/reference/index.html
- 意匠の場合、出願予定国を含む調査範囲について、基礎出願日前の先行意匠調査の実施とその結果を提出してください。
 - WIPO Global Design Database
<https://www.wipo.int/reference/en/designdb/>
 - Design-view
<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome#/dsview>
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT/インピット)では、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けてサービスを提供する、「知財総合支援窓口」を都

道府県ごとに設置しています。

外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には、是非ご活用ください。

<INPIT 知財総合支援窓口>
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>
 全国共通ナビダイヤル 0570-082100
 全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口につながります

11.留意事項

■ 計画変更の承認等

申請された内容で審査を行い、採否を決定していますので、申請内容（出願予定国、出願内容等）の採択後の変更は原則として認めていません。申請内容と、実際に海外に出願した内容が異なる場合、補助対象とならない場合がありますので、十分にご注意ください。

出願予定国・地域の政情変更などにより、採択後やむを得ず申請時の計画を変更する際には、予めジェトロの承認が必要になりますので、出願前に外国出願デスクへご連絡ください。

例）：出願国数を減らす、現地代理人を変更する等

■ 審査請求の義務・中間応答について

審査請求が必要なものについては、各国・地域の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。

また、中間応答の必要が生じたものについては、応答してください。

出願同時の「審査請求費用」については、補助対象経費となります。

■ 取下げ・放棄の禁止

本事業にて採択した出願については、採択後、やむを得ない事情を除き、出願を放棄することは認められません。やむを得ず取りやめる場合は、ジェトロの事前の承認が必要です。

■ 査定状況報告書提出の義務

外国出願完了後、外国特許庁による査定状況について、採択後にお知らせする所定の書類にて毎年ジェトロに報告してください。本報告は採択の翌年から結果が出るまでご報告いただきます。

なお、査定状況とは、特許査定・拒絶査定・審査中・審判中・審査未請求等を意味します。

また、査定状況報告書を提出していない事業者は、原則として、本事業に申請できません。

■ フォローアップ調査回答の義務

本事業完了後、5年間、特許等の取得・活用状況等について、特許庁が行うフォローアップ調査にご回答をお願いします。回答していない事業者は、調査実施次年度の本事業に申請出来ません。

なお、フォローアップ調査は、特許庁の入札により決定する受託事業者によって行われます。

■ 暴力団排除に関する誓約

別添 2 記載の暴力団排除に関する誓約事項について、必ず当該補助金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこれに同意したものとみなします。

■ 免責

ジェトロは助成対象経費となる外国出願費用の助成を行いますが、実際の出願等については一切責任を負いません。

■ 個人情報

本事業に関してご提出いただいた個人情報(適切に管理し、目的外利用はいたしません。

■ 採択案件の公表

採択された事業者については、本補助金実施要領第 22 条第 2 項の定めにより、企業名、所在地(都道府県名)、交付の決定を受けた出願種別(「特許」、「商標」等)、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額を、原則、公表いたします。

なお、出願内容や、個人事業主の個人名は公表いたしません。

■ G ビズ ID 取得のお願い

特許庁では、行政サービスの活用を促進いただくために、G ビズ ID の取得を推進しております。

G ビズ ID を取得すると、様々な行政サービスを利用することが可能になります。

https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html

採択された企業には、G ビズ ID の取得へのご協力をお願いさせていただきます。

(別添1)

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、下表に示す外国出願に係る費用に限ります。

ただし、採択決定前に着手していないことが条件です。

| 経費区分 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 外国特許庁等への 納付手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 出願手数料 ○ PCT国際出願に係る各指定国への移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く） ○ 商標のマドプロ出願の出願手数料 ○ 意匠のハーグ出願の出願手数料 ○ 外国特許庁等への出願料と<u>同日に支払う費用</u>（審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、PPH費用等） |
| 代理人費用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国出願に係る国内代理人（弁理士等）費用 優先権主張等に係る代理人手数料については、日本国特許庁に支払う印紙代以外は補助対象になる場合がありますので、<u>費用は低減代と明確に分けて記載してください。</u> ○ 現地代理人費用 本補助金で助成対象となる代理人費用は、<u>国内1事務所、現地（出願国毎）1事務所を前提としています。</u>前述の2か所の代理人の間に第三者となる代理人を介在させる場合、その仲介手数料等は、国内代理人が直接現地代理人に依頼すれば要しない費用であるため、原則補助対象となりません。但し、当該国に出願する際、第三者を仲介しないと出願が困難である場合等、特段の事情がある場合は、当該事情と各代理人における費用見積もり等を申請時に申告した場合に限って、補助対象と認める場合もあります。 ○ 銀行振入手数料・送金手数料及び振込に要する費用 ○ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等） |
| 翻訳費用 | <p>翻訳に要する費用（「単価×WORD数/ページ数」）等の内訳を請求書に明記</p> <p>※国によっては、明細書の翻訳文を、出願時ではなく、後日（出願から所定期限内）提出することが可能な国がありますが、その場合にも、<u>実績報告書の締め切り日までに必ず翻訳文の納品を完了してください。</u></p> |

| 【助成対象外経費の例】 | |
|-------------|---|
| 対象外経費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 先行登録調査/先行技術調査に係る費用 ○ 本補助金の申請書や実績報告書の作成に係わる費用 ○ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ○ 外国特許庁に出願料を支払った後、後日、外国特許庁に支払った又は支払う予定の費用 (中間手続きに係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金、手数料等) ○ PCT国際出願の国際段階の手数料 (国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料) ○ 日本国特許庁に支払う印紙代 (マドプロ出願(MM2)手数料9,000円や優先権主張の印紙代等) ○ 海外へ送金する場合、本補助金と関係ない案件と一緒に支払った場合の銀行送金手数料 ※海外へ送金する際に同国に複数回支払った場合は、銀行手数料は、原則1回のみが対象となります。 |

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき